

第 450 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 8 月 5 日 (火) 13:30 ~ 14:15

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、早川委員、
松本委員

労働者代表：松尾委員、諸富委員、彌常委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員

4 議題

- (1) 令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について（伝達）
- (2) その他

○岩竹室長補佐

こんにちは。定刻となりましたので、審議に入ります前に事務局から御報告いたします。

本日は、東島委員、山口委員が欠席となっておりますけれども、審議会令第5条第2項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

○甲斐会長

皆様こんにちは。

○参加者一同

こんにちは。

○甲斐会長

それでは、ただ今から第450回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お暑い中またお忙しい中、御参集いただきありがとうございます。また、本日、目安伝達ということで、本審を開催するにあたっては日程調整などでかなりいろいろと御迷惑と御心配をおかけしておりましたが、予定どおりというか、中央の方でもかなり議論されたようですけれども目安が昨日出ましたので、本日、目安伝達の会議を開催することができてよかったですと思っております。これから事務局の方からさまざまなことを説明いただきまして、今後審議に移っていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第の(1)令和7年度地域別最低賃金改定の目安について、事務局説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

賃金室長の河野でございます。

まず、冒頭にお詫びでございます。本日、会長のビデオメッセージをご覧いただく予定でございましたけれども、ビデオメッセージの撮影が本日16時になると本省から連絡がありまして、本日の本審での提供が間に合いませんでしたことをお詫び申し上げます。代替案として、ビデオの発言メモを、本日12時頃に提供いただけると聞いておりましたので、私が代読させていただく予定で考えておりましたが、会長の確認が間に合わないということで、こちらも本日お読みすることができないということになりました。せっかくお集まりいただいたて大変申し訳ございません。

このビデオメッセージについては、明日には提供できる、と確認しておりますので、提供され次第、佐賀労働局のホームページに掲載し、そのURLを皆様にメールで提供させていただきたい、と考えておりますので、皆様それぞれに御覧いただいて御確認いただけたらと思っております。大変申し訳ございませんでした。

従いまして、本日ご準備できたのは、答申の書面のみとなりますので、まずは私の方から答申を代読させていただこうと思っております。その後、公益見解について説明をさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

では、答申を代読させていただきます。

令和7年8月4日厚生労働大臣福岡資麿殿、中央最低賃金審議会会長藤村博之、
令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
令和7年7月11日に諮詢があった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について下記のとおり答申する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮させることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通年）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継M&A等の中小規模・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を求める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。
- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法(中小受託取引適正化法)の成立を受け、その施行に向けて公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へ広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働きかけるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めるよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて行政機関が、民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上でございます。

続きまして、別紙1ということで、令和7年度地域別最低賃金額の改定の目安に関する公益委員見解が出ておりますので、こちらも読み上げを行いたいと思います。

令和7年8月8日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額の改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする、ということで、Aランク、Bランクがそれぞれ63円、Cランク、佐賀県もこちらに含まれますけれども、目安としては64円ということでございます。
- 2 (1) 目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。
- ア 労働者の生計費 労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価

指数をみると、「持ち家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 3.9% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 3.2% から引き続き高い水準となっている。(ここでいうウエイトとは、基準年 (令和 2 年) における家計の消費支出額全体に対する割合 (1 万分比) を指す。)

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目 (ウエイト 1,215) の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は、平均 4.2% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4% から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持ち家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別の寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料品の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5% となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち、最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5% と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じてることを鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 ヶ月に 1 回程度の購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食品全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」(ウエイト 2,626)について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5% に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保険医療サービスなど生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」(ウエイト 5,121)については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9% に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで、購入頻度が高く (年間 9 回以上 15 回未満) 食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 ヶ月に 1 回程度

購入する」品目（ウエイト 1,136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1% から大幅に高い水準で推移をしている。

消費者物価指数については、「持ち家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 ヶ月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウエイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目にかかる消費者物価の上昇も緩和する必要がある。

続きまして、

イ 賃金、賃金に関する指標を見ると、春期賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回最終修正結果で・・

○福母委員

すみません、会長、これずっと読み上げたら 2 時を超てしまうのですけど。

○甲斐会長

全文読み上げた方が分かりやすいのではないかと、私が指示したのですけど。いいですか。

○福母委員

12 ページまでなのですか、11 ページまでですか。

○甲斐会長

11 ページ。そしたら、あと 10 分。

○福母委員

あと 10 分しかない。

○甲斐会長

そしたら少し手短にしてもらいます。

○河野賃金室長

以降、かいつまんで御説明させていただきたいと思います。

それぞれに参考資料が別添 2 ということで後ろの方に付いておりまして、この中で具体的に出て来る数字につきましては参考資料を後ほど御参照いただければよろし

いかと思います。それぞれの資料の中で赤く数字を囲んでいるところが見解の中で着目している数字になりますので、そちらの方と見比べて御参照ください。

見解の内容について、続けさせていただきますけれども、2点目の項目として賃金があげられております。参考資料については7ページから13ページを御覧ください。春期賃上げ妥結状況における賃金上昇率に触れられておりまして、連合の最終結果は全体で5.25%、中小では4.65%ということで、いずれも上昇傾向の推移が続いているということでございます。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果については、大手で5.38%、中小では4.35%ということで、こちらも高水準で推移をしているということです。資料10ページになりますが、日商による調査結果が掲載されておりまして、全体で4.03%とでございます。また30人未満の企業の賃金改定状況調査の結果が資料11ページにございますが、第4表、における賃金上昇率は2.5%ということで、過去最大であった昨年の2.3%を上回る結果となっております。大企業を含む春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、この賃金改定状況調査の結果を見ると、賃金上昇率の水準には開きが見られるけれども、企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる、ということが触れられています。

続いて3点目です。ウの通常の事業の賃金支払能力ということで、資料は14ページ以降になります。通常の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議についても状況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行ってきたということで、資料の14ページを見ていただくと、経常利益と売上高経常利益率の推移が掲載されておりまして、安定して改善の傾向であるということでございます。

資料の16ページを御覧いただくと、従業員一人当たりの付加価値額の推移が表になっておりまして、足元では改善しており、資本金1千万円未満の製造業でも7.2%の増加、非製造業で4.8%の増加ということで引き続き改善をしているということでございます。

資料の17ページ、労働分配率についても、足元で低下の傾向にあり、一般に企業規模が小さいほど、労働分配率は高くなりますが、資本金1,000万円未満においても低下し、令和4年度から4.6ポイント低下をしている状況にあるということでございます。

資料の18ページ、日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業の開きについては、引き続き二極分離の状態にあるものの一部では縮小の傾向もあることがわかる、ということでございます。加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために価格転嫁というのが重要になってきますけれども、資料の20ページご覧ください。中小企業庁が公表した価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果に触れられておりまして、価格交渉が行われた割合は3ポイント増、価格交渉が行われなかつた割合は減少しているということでございます。

価格転嫁の状況については改善をしている一方で、価格転嫁ができなかつた企業の割合というのは25%、全く価格転嫁ができなかつた割合が15.8%あるということで引き続き二極分離の状態であるということでございます。

資料の24ページ、倒産件数の推移がありまして、倒産件数が低水準で推移しているものの、令和7年1月から6月の物価高、いわゆるインフレ倒産についても一定程

度発生している、ということ。過去最多を記録した昨年からは減少しているということです。

続いて4点目です。各ランクの引上げ額の目安ですが、最低賃金については、政府方針にも留意しつつ、その一方で、最低賃金改定額の審議にあたっては、最低賃金法第9条第2項3要素のデータに基づいて、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが目安額に対する納得感を高める上で非常に重要であることから、今回もこの点を再確認し徹底するように審議を進めてきたということでございます。

この結果、先ほども触れましたように、一つは労働者の生計費について、ですが昨年に引き続き高い水準となっており、「頻繁に購入する項目」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目にかかる消費者物価も昨年10月から今年6月まで9か月平均が4.2%から6.7%の高い水準になっているということでございます。二点目の賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ額に関して、全体で5%台と、33年ぶりの高い水準になった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっているということ。更に賃金改定状況調査結果第4表 における今年の賃金上昇率は2.5%、第4表 における上昇率も3.2%ということで、昨年を上回り過去最高になっている、ということでございます。

三点目の、通常の賃金の支払能力については、売上高経常利益や従業員1人当たり付加価値が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益について改善の傾向があるということ。大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる状況の中で、最低賃金は罰則の対象になるということも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる、ということです。

これらを総合的に勘案して、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があること、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規労働者や中小企業・小規模事業者にも波及すること、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金の目的は賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、よって労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることを留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては、全国加重平均6.0%、63円を基準として検討することが適当である、と考えらえるということです。

めくっていただいて8ページになりますが、政府の方針において、地域間格差の是正を図るということを踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させることが重要であること、その上で、消費者物価指数については、A・BランクよりCランクの上昇が高くなっていることを考慮する必要があるということ、また賃金改定状況調査結果の第4表、 、 、 における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、更に雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要があって、これらのことから、CランクをA・Bランクより

相対的に高くするということが考えられるということでございます。

これらのこと考慮すれば下位ランクの目安額は上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的にはAランク 63 円(5.6%) Bランク 63 円(6.3%) Cランク 64 円(6.7%) とすることが考えられる。この結果、最高額に対する最低額の比率は81.8%から82.8%になり、地域間格差は比率の面で縮小することになる。

また、地域間の金額の差についても改善することになる、ということでございます。続いて、5点目に政府に対する要望ということで、消費者物価の上昇が続いていることや賃金上昇率が昨年を上回る水準になっていることを重視するとともに、売上高経常利益等の賃金支払能力に関する項目が改善状況にあるということから目安額を定めたこと。その一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善状況にあるものの、依然として二極分離の状態であるということ、倒産件数自体は足元で増加しているというような企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものがあると言わざるを得ないということです。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上とともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資につなげる取組を継続的に実施するよう、政府に強く要望する、ということでございます。続いて、政府に対する要望が具体的に書かれておりますけれども、一部省略をさせていただいて、10ページ目になりますけれども、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望するということでございます。

そして、6点目になりますが、力の地方最低賃金審議会への期待という項目については、読み上げさせていただきますけれども、

目安は地方最低審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されるものであることも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあるということに留意が必要である。

そして、地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の主旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではな

いという考え方もある。その一方、近年地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金引上げの引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・多角的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているという意見ある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることを要望する。

なお、公益委員見解をとりまとめるに当たって、参照した主なデータは別添のとおりであるということで、これは資料としてお付けしております。

そして、(2)になりますけれども、生活保護水準と最低賃金との比較においては、昨年度に引き続き、乖離は生じていないということが確認されましたということ、(3)については、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているけれども雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、引き続き、影響率や雇用者数を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるということございます。

私からは以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、ただ今の小委員会の報告、あるいは公益見解につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

○福母委員

ひとついいですか。この答申の文章、毎年度何が変わったかというと日付が変わったというぐらいで、あまり変わっていないような印象を持たざるを得ないところなのですけれども、令和6年度の改定の目安についての答申の中で、ここでいうと10何項目も要望する、要望すると書いてあるのですけれども、令和6年度で要望した内容につきまして、どの程度進捗あるいは達成がされたかというところに关心がありまして、そのような要望した分が、要望することを条件にこの目安というのは設定されているようにも受け取れるので、要望した内容がちゃんと実現されているかというのを検証する必要もあるかと思います。資料等を見ていると、それに近いものもあるのかもしれませんけれども、令和6年度の目安の答申の時に要望すると書かれた項目について、事務局には大変申し訳ないのですが、どのような改善がなされたかとか、できているのか、できていないのか、そういうのを教えていただければと思います。そういうのが達成されているのであれば信用もできるし、というわけですけれども。

それと細かいことですが、答申の11項目裏面、とりわけ価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に、と書いてあって、この業種等を教えていただきたい。

それから 12 です。消費者に対して転嫁に理解を求めていくと、こういうことが実際どういう手法でされるのかなというのがイメージが湧かないでの、その点です。これが進めばかなり変わるとと思うのですけれども、私がお願いしたいのはその点 3 つです。ひとつは令和 6 年度の答申の中に盛り込んであった要望事項について政府それがどのような対応をしてきて、どのような成果が上がっているのか上がっていないのか、という検証をしていただきたい。二つ目は価格転嫁率が平均よりも低い業種と 11 項目に書いてあるので、この業種を教えていただきたい。それと 12 については、答えが出にくいのかもしれませんけど、消費者に対して価格転嫁に理解を求めていく、というイメージが湧かないので、もし分かればその手法について教えてほしい、以上 3 つです。

○甲斐会長

はい、今の御質問等について本日答えられることありますか。

○河野賃金室長

後日、お調べして回答させて頂く形でもよろしいでしょうか。

○甲斐会長

専門部会のところで報告してもらった方がいいですね。

○福母委員

構いません。

○甲斐会長

他に何かありますでしょうか。はい、すみません、私が朗読してくださいとあえてお願いしたものですから時間が過ぎてしましましたが、答申文は先ほど、福母委員が言われたように、やはりそれほど毎年変わるものではなく、いくつかの項目で出されているのです。ただやはり公益見解、それから資料のところに労働者側の見解、使用者側の見解と出されておりますけれども、今年度のデータをどう読んでこういう目安にたどりついたのか、それぞれの考え方というものが反映されていると思います。ですので、できましたら今の資料等を読んでいただいて、特に専門委員会はこういったところも議論していくなければならないだろうと思いますし、多くの課題を抱えながらこの目安の金額にたどりついたという背景もよく理解できるかなということもありますので、是非そのような意味で読んでいただければと思います。他に何かございますでしょうか。

(質問・意見なし)

○甲斐会長

はい、それでは本日の議題はここまでです。事務局何かございますか。

○河野賛金室長

今後の審議日程についてのお知らせをさせていただきたいと思いますけれども、先日メールでもお知らせしたとおり、本日目安伝達をさせていただいたので、今後の日程については、元に戻すということで、本日この後、第1回専門部会を開催しまして、第2回が8月7日木曜日の13時半から、そして第3回専門部会が8日の金曜日13時半からということで予定をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

本日の議事録の署名につきましては、労働者側は諸富委員、使用者側は浜村委員にお願いいたします。では、本日これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○参加者一同

ありがとうございました。

会長

労働者代表委員

使用者代表委員
